議第７８号

避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例の制定について

本市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）９月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　避難行動要支援者　法第４９条の１０第１項に規定する避難行動要支援者であって、市長が別に定めるものをいう。

⑵　避難支援等　法第４９条の１０第１項に規定する避難支援等をいう。

⑶　避難行動要支援者名簿　法第４９条の１０第１項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。

⑷　名簿情報　法第４９条の１０第２項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

⑸　避難支援等関係者　法第４９条の１１第２項に規定する避難支援等関係者であって、市長が別に定めるものをいう。

（名簿情報の提供）

第３条　市長は、法第４９条の１１第２項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

２　前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の意向を確認した場合において、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

（利用及び提供の制限）

第４条　名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（漏えい防止のための措置）

第５条　名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、当該名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第６条　名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者又は避難支援等関係者であったものは、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。